

議案第 27 号	三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例の制定について
障害福祉課	児童福祉法の一部改正に伴い、三田市障害児療育センターにおいて、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業等を実施するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正要旨】

児童発達支援センターの体制整備に伴い、所要の規定の整備を行うもの

【改正内容】

平成27年4月1日から保育所等訪問支援と障害児相談支援機能を備えることに伴い三田市障害児療育センター条例の一部を改正する。

第3条に第2号を加える

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第5項及び6項並びに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する事業

第4条において事業名称と内容を加える

名称	内容
さんだ子ども訪問支援サービス	障害児等が保育所等における集団生活の適応のための専門的な訪問支援を行うこと
さんだ子ども発達支援サービス	障害児等への障害児相談支援、基本相談支援、計画相談支援を行うこと

○児童福祉法 抜粋

⑤ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

⑥ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 抜粋

第五条 17 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

【施行期日】

平成27年4月1日